

岩手県告示第46号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成22年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 浅沢
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱10号から28号までを順次結んだ線及び標柱10号と28号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
花巻市		浅沢	108番1	標柱1号
			111番39	標柱2号
			111番36	標柱3号及び4号
			111番34	標柱5号
			174番	標柱6号及び11号
			114番	標柱7号
			115番1	標柱8号及び9号
			151番	標柱10号及び28号
			111番66	標柱12号
			111番30	標柱13号
			111番60	標柱14号
			111番26	標柱15号
			111番25	標柱16号
			111番10	標柱17号
			176番1	標柱18号
			179番3	標柱19号
			178番7	標柱20号
			178番4	標柱21号
178番1	標柱22号及び23号			
175番	標柱24号			
149番1	標柱25号			
148番1	標柱26号及び27号			